

「責任」をめぐる Casey 判決とフェミニズム理論

山本 千晶

This paper critically evaluates the US Supreme Court decision in *Planned Parenthood v. Casey* (1992) by focusing on the discussion concerning the notion of “responsibility.” The Court’s decision upheld most of the provisions of the Pennsylvania legislature, imposing a new standard to determine the validity of laws restricting abortions in order to acknowledge the significance of a community’s value respecting a life of the unborn child. This decision is seen as emphasizing a state abortion regulation imposing a “responsibility,” rather than women’s right to abortions. Therefore, women seeking an abortion could be isolated from the community which imposes a responsibility for a life of the unborn child because of the provisions of the legislature restricting abortions.

I argue that the Court’s decision can be seen as a *failure* to take into account the real experiences of individual pregnant women. Carol Gilligan’s study has previously showed how women seeking an abortion recognize the notion of “responsibility.” Building on Gilligan’s argument and findings, I reexamine the discussion regarding the notion of “responsibility” in the *Planned Parenthood v. Casey* decision.

キーワード：中絶、フェミニズム、Casey 判決、身体、責任

はじめに

1973年、アメリカ合衆国連邦最高裁判決である Roe 判決において中絶は合法化された。それ以降現在にいたるまで、女性が中絶を選択する権利はいくつかの判決によって支持されている。しかし権利の内容は少しずつ姿を変えてきた。それは、中絶をめぐる論争が絶えず繰り返されているアメリカ社会の反映でもある。Roe 判決は、胎児は修正14条における「人 (person)」ではないと明快に宣言し、州の規制に対してもっとも厳しい審査を必要とする厳格審査基準を採用した。その後、Roe 判決が取り上げなかった医療費や未成年者の中絶といった様々な問題が審理され、その権利の姿は少しずつ浮かび上がることになる。そして、中絶を選択する権利そのものの是非を問うたもっとも最近の判決である Casey 判決にいたる。Casey 判決での議論を検討することで、中絶を選択する女性の権利が現在どのような法的位置づけにあるのかが理解できる。

Casey 判決は、二つの原理——「州は妊娠のはじめから胎児を保護する正当な利益を有している」、「女性は胎児の母体外生存可能性 (viable) 以前であれば中絶を選択しうる権利をもっている」——がお互いに矛盾しない原理であることを示そうとした。そこで、中絶を選択する女性に一定の手続き——胎児の生命に深い尊敬をもつコミュニティの価値観を反映するための手続き——を課す州法を認めることによ

り、女性の中絶決定が「思慮深く」「熟考」された結果となることを保障しようとした。このような性質によって Casey 判決は個人の〈責任〉を重視する判決と定義されうる。

一方、中絶に関する問題をその主要テーマの一つとして掲げてきたフェミニストにおいても、中絶決定における〈責任〉という考え方は従来から議論されている重要なテーマである。

このように、Casey 判決とフェミニストの議論は中絶決定における〈責任〉というキーワードを共有している。しかし皮肉にも両者は中絶の規制をめぐる正反対の議論を導くことになる。結果として、Casey 判決は中絶を選択する女性をコミュニティから孤立させてしまうことになったが、本稿ではそれを Casey 判決の〈失敗〉と位置づけ、フェミニストの議論からその原因を検証することを目的とする。それにより〈責任〉という考え方が Casey 判決においてどのように位置づけられ、作用したのかが明らかになる。さらに、フェミニストにおける〈責任〉の議論を検討することで、Casey 判決に内在するより根本的な問題点が明白になる。

本稿はフェミニストの議論を考察することで、妊娠や中絶を女性がどのように経験するかという議論に焦点を当てることになる。一つの判決をそのような視点から分析する本稿は、近年のフェミニスト法学の取り組みである既存の男性中心的法概念の問い直しという大きな問題枠組の中に位置づけることができる。「一つ的人格に一つの身体」(Ruhl 2002, p.43) が付与されることを前提としてきた従来の法的主体性の定義は、胎児というもう一つの生命をはらむ女性を適切に包摂しうるのか。本稿が設定する問題の背景にはそのような大きな問題関心が存在している。

1. Casey 判決とその概要¹

Casey 判決 (Planned Parenthood v. Casey, 505 U.S. 833, 1992) は、88年、89年に修正されたペンシルヴァニア州法の 5 項目²についてその違憲性を争った事件の判決であるが、オコナー、ケネディ、スーター三裁判官による合同意見 (joint opinion) は、本件訴訟を Roe 判決が覆されるか否かが問われている訴訟と位置づける。Roe 判決 (Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)) とは、1973年アメリカ合衆国において連邦レベルで初めて中絶を合法化した連邦最高裁判決であり、その内容については日本でも詳しく紹介されているので³、本稿では紙幅の都合上 Casey 判決に関連する部分についてのみ概要を示す。Roe 判決の判決文を書いたブラックマン裁判官によると「プライバシーの権利は……妊娠を終わらせるか否かについての女性の決定を含むほど十分な広がりをもつ」(Roe, 410 U.S. at 726) ものであり、女性が合法的に中絶を受ける権利は修正 1 条や修正 9 条、修正 14 条などに導かれる「プライバシー権」として根拠づけられる。一方、この権利は「絶対的な」権利ではなく「やむにやまれぬ州の利益 (compelling state interests)」によって規制される。やむにやまれぬ州の利益とは①妊婦の健康の保護、②胎児の生命の保護である。ブラックマン裁判官は妊娠期間を 3 つに分け、およそ最初の 3 ヶ月 (第一 trimester) の間は州の規制を事実上排除し、医師が女性と相談して自由に中絶の決定をできるとした。次の 3 ヶ月 (第二 trimester) に入ると、妊婦の健康を保護する州の利益はやむにやまれぬものとなる。この時点以降、母体の健康を保護するという目的を達成する正当な手段によって州は中絶を規制することが認められる。およそ最後の 3 ヶ月 (第三 trimester) は胎児が母体外で生存可能となる期間である。この時点以降、胎児の生命に対する州の利益はやむにやまれぬものとなり、州は母体の生命や健康を保護するために必要な場合を除いて、中絶を規制または禁止することが認められる。このような

Roe 判決に対し、Casey 判決の合同意見は、女性が中絶を選択する権利は修正14条における「自由 (liberty)」で保障されているとし、この点について Roe 判決を再確認した。しかし同時に、州は胎児の生命を保護する利益を妊娠のはじめから有するものとし、第一 trimester 期における州の規制を事実上排除した Roe 判決の trimester 枠組みは間違っていると主張する。ではどのような規制なら許容されるのか。合同意見は trimester 枠組みに代わる「不当な負担 (undue burden)」基準を採用することで、州は妊娠の全期間を通じて中絶を規制しようとした。合同意見は述べる。「(中絶を選択する女性の) 権利は、妊娠を終わらせるかどうかを決定する女性の自由に対し不当に負担となる介入から女性を保護する」であり、「中絶するかどうかを『州からの介入なしで』決定する権利として描写するのは大げさである」(Casey, 505 U.S. at 2819)。合同意見は「不当な負担」を次のように定義する。「州の規制が、生存可能性以前の胎児の中絶を要求する女性の行く手 (path) に実質的な障害を置くことを目的 (purpose) とするもの、またはそのような効果 (effect) をもつものは不当な負担である」(ibid. at 2820)。

判決の後半では、問題となっているペンシルヴァニア州の中絶規制法が「不当な負担」基準に照らして合憲であるか否かが検討される。合同意見は、結果として夫への通知要件以外のすべての規制を合憲と判断した。ここでは特にインフォームド・コンセント要件と24時間の待機要件が合憲と判断された根拠を取り上げる。インフォームド・コンセント要件とは、ある一定の情報⁴を医師 (情報によってはソーシャルワーカーを含む) が中絶を希望する女性に口頭で伝えることを規定したもので、これは中絶手術に先立つ少なくとも24時間前に行われなくてはならないという24時間の待機要件を含むものである。合同意見によると、インフォームド・コンセント要件は、女性が心理的に混乱している状態や情報不足の中で中絶を決定する危険性を減少させる目的を有しており、「女性に自分の決定がもたらす結果のすべてを理解させようとする」(ibid. at 2823) ことによって、そのような中で女性の同意が形成されることを確実にする正当な手段である。また24時間の待機要件は、一定の熟考期間をおくことと決定がより慎重な結果となることとの間には合理的関連性があり、「少なくとも理論上は、待機要件は出生前の生命を保護する州の利益を履行するための合理的基準であり、不当な負担とはならない」(ibid. at 2825) と結論する。

2. Casey 判決とその問題点

2-1 「権利」から「責任」へ——Casey 判決の位置づけ

Casey 判決は中絶をめぐる分裂した法的論争に終止符を打ち、その「guidance」(Casey, 505 U.S. at 2804) となることを目指した。それは「胎児の生命を保護するという共同体の価値をいかに法に反映するかという難問」(高井 1988、p.341) への取り組みであったと言えよう。

中絶は unique act である。それは様々な人びとにとって重要性をはらんでいる。自分の決定と共に生きていかななくてはならない女性にとって、中絶の処置に関わる人びとにとって、配偶者や家族にとって、中絶は無垢な人間の生命に対する暴力行為以外の何ものでもないと思う人もいるような、そのような問題と直面せざるをえない社会にとって、また、そのような人びとの信念に従うならば、中絶される命や潜在的生命にとって、それは重要性をはらんだ行為である。(Casey, 505 U.S. at

2807)

中絶を女性一人の問題ではなく女性を取り巻く人々や社会にとっても重要な問題として位置づけることで、州は妊娠のはじめから胎児の生命に配慮した規制を行うことが正当化される。州は、哲学的・社会的議論が出産を望んでいることを伝えることで女性に出産の「説得」(*ibid.* at 2821) を促し、中絶を選択する女性にもう一度考え直す時間を与えることで中絶の決定がより「思慮深く (thoughtful)」(*ibid.* at 2818) なることを求めることができる。「思慮深く、インフォームドされた選択であることが州によって促される」ことは「妊娠している女性の利益」(*ibid.* at 2818) でもある。Casey 判決は、このようにして「州は妊娠のはじめから胎児を保護する正当な利益を有している」という原理と「女性は生存可能性以前であれば中絶を選択しうる権利をもっている」(*ibid.* at 2804) という原理が矛盾しないことを示そうとした。

ダニエル・モリス (Danielle Morris) は Casey 判決を「個人の責任を重視する」(Morris 1993, p.772) 考え方に基づいた判決だと定義する。モリスによると、Casey 判決は、個人の基本的権利を強調する Roe 判決とそれ以降の判決から離れ、出産を尊重するコミュニティの価値観に配慮する必要があることを示した⁵。女性の決定がより思慮深くなるような目的をもつ州の規制を認めることによって、女性がより思慮深い選択を行うことがコミュニティに対する個人的責任であるという考え方を提示したのである⁶。

2-2 Casey 判決の〈失敗〉——インフォームド・コンセント要件および24時間の待機要件と女性の決定

合同意見は「ここで問題となっているのは最終的な決定を下す女性の権利であり、それをするに於いて他のすべての人から隔離される (insulated) ための権利ではない」(Casey, 505 U.S. at 2821) と述べることで、最終的には女性の決定の自由を認めながらも、そのような決定がなされる過程においては女性を取り巻く人々やコミュニティの関与を認めている。すなわち「州、または未成年者の親や後見人が、出生前の生命に深い尊敬を表現するため」の規制や「中絶に優先して出産を選択するよう女性を説得することを意図した」(*ibid.* at 2821) 規制は許容される。

しかし、Casey 判決における一部反対、一部補足意見を書いたスティーブンス裁判官によると、女性に24時間の待機要件を課すという考え方は、中絶という決定がそもそも間違っているという認識に基づいている。スティーブンス裁判官は述べる。

中絶の合法性や道徳性に関して激しく意見を異にする人々も一つの考え方には同意するだろう。それは、妊娠を終わらせるという決定が深く、困難なものであるということだ。誰もこのような決定を軽率には下さない。そして、女性が下した結論が州が望む決定とは異なっていたとしても、それを理由に、女性が適切に考えることができなかつたと想定することはできない。女性は自分の思考と意識の中でその選択肢を選び決定を下したのであり、州は女性が間違った決定を下したと信じていても、それだけの理由では女性に再考を迫ることはできないのである (*ibid.* at 2842)。

女性に24時間の待機要件を課すことは「女性は重大な問題を決定する能力がより低い (less capable) という認識」に立つものであり、この規定に対する合同意見の主張は「女性の決定能力に関する時代遅れで受け入れることのできない想定」(*ibid.* at 2842) であると批判する。また、エリザベス・レイリー

(Elizabeth Reilly) も合同意見を批判する。合同意見で「女性は、自分の子宮にいる胎児の生命の生物学的、道徳的重要性に気づいておらず、子育ての社会的支援に関する情報をいまだ知らない存在として想定されている」(Reilly [1994] 2002, pp.34-5)。胎児の生命に対する配慮や出産という道徳を強調することは、中絶をしようと思っている女性を、このような道徳と正反対の立場で「道徳的議論に気づいていない」(*ibid.* pp.32-3) 存在と想定することになる。したがって、女性が州によって強制的に情報を与えられ、責任を持って行動することを要求され、さらに州の好みを反映するよう強制されることが正当化されることになる。そして、そのような説得にも拘らず最終的に中絶を決定する女性は「彼女が道徳的に正しい決定を下せるよう手助けしてくれる他者との相談を拒絶する」(*ibid.* p.36) 存在として考えられるのである。

州やコミュニティ、親といった女性を取り巻く人々は胎児の生命に「深い尊敬」を持っていると想定され、それゆえに女性の中絶決定に対して出産するよう説得することが法によって認められる。このことが意味するのは、中絶を考える女性だけがそのような社会の価値観と対置するものとして位置づけられているということである。そこでは胎児さえもが女性と対立している。中絶の決定を下す女性はその決定過程において「他のすべての人から隔離される」結果となるのである。

3. Casey 判決再考

3-1 胎児と女性の関係——妊娠という経験、身体からの提起

第2節では〈胎児〉〈責任〉を議論の中心に置くことで、結果的に中絶の問題に直面している女性を孤立させてしまった Casey 判決の〈失敗〉を見てきた。第3節では同じく〈胎児〉と〈責任〉を議論の中心に据えながら、一方で Casey 判決とは対照的に、妊娠している女性当事者の視点から議論を展開する重要性を指摘したフェミニストの議論を考察する。これにより、Casey 判決の議論がなぜ〈失敗〉したのかが明らかとなる。

レスリー・キャノルド (Leslie Cannold) はインタビュー調査⁷により、女性が妊娠をどのように経験するのか、そしてどのようにして中絶の決定に至るかを明らかにした。キャノルドはメルロ＝ポンティを引用しながら、これまでほとんど記述されることがなかった女性の経験としての妊娠を記述することからはじめる。

私の体の境界線は……絶えず変化する (in flux) ことによって……私の身体の統合性 (integrity) は徐々になくなっていく。妊娠という状態において、どこで私の身体が終わって、どこから世界が始まるのかについて、文字通りはっきりした感覚がない。無意識だった身体の習慣は追い払われ、これまでの身体と今現在の身体の連続性は崩れる。(Cannold 1998, p.83)⁸

また、インタビューに答えたある女性は「妊娠したら、女性と赤ちゃん (baby) は一つの単位 (a unit) である。妊娠している女性は妊娠していない女性以上の何か (more) である。彼女と赤ちゃんではなく、二人 (the two of you) が一つの単位 (a single unit) なのである」(*ibid.* p.85) と述べる。このように、女性は妊娠によってこれまでの自分の身体とは異なる感覚を体験する。しかし「unit」としての状態は出産以降もしばらく続くことになる。女性は、出産後の赤ちゃんと自分の生活を妊娠の延長として

捉えることで、それを具体的に想像することが可能となる。キャノルドは、自身の妊娠の経験を振り返りながら「なぜ妊娠は、自分の身体に対するこれまでの感覚を破壊する必要があるか」についての理由はここにあると述べる。妊娠は、以前の自分の感覚が「破壊」され、「違う誰か」「他の誰か」になっていくまさにその過程である。キャノルドはそれを母親となるための第一歩として位置づけるのである。「赤ちゃんが生まれたあと、私はもはや（以前の私と）同じではありえない。……私は、自分が創造した子どものケアに常に責任を負う母親となる。」(ibid. p.89)

赤ちゃんが私の身体の中にあるということは、もしかしたら出産に向けての心の準備だったのかもしれない。(出産すれば)彼もしくは彼女は私の感情(emotional world)の中心を占めることになるだろうから。私の欲求と赤ちゃんの欲求(の区別)がぼやけることは……犠牲とせざるを得ない(出産後の)最初の数年間のための必要な調整である。(ibid. p.86)

このように、女性にとって予期せぬ妊娠を継続するか否かという問題は、出産後の養育に責任をもてるかもてないかという問題と切り離すことができない。そこでキャノルドは、中絶に関する議論を「マザーフッドに関する議論(motherhood debate)」(ibid. p.118)として認識する必要性を指摘する。このような理解は、フェミニズムにおけるリプロダクティブ・フリーダムの理解につながる。たとえば、キャサリン・マッキノン(Catharine MacKinnon)は「中絶するほとんどの女性が妊娠したいと思っていなかった一方、妊娠を継続する多くの女性もまた妊娠したいと思っていなかった」(MacKinnon 1991, p. 1318)ことを指摘する。予期せぬ妊娠に直面した場合、多くの女性が出産を選んでいるという事実は無視される傾向がある⁹。キャノルドは、予期せぬ妊娠に直面した女性はすべて中絶を選択するという「驚くべき強固な神話」(Cannold 1998, p.74)が存在している一方で、オーストラリアでは、中絶される妊娠は予期せぬ妊娠の半数以下であるという調査があることを指摘する。女性は、予期せぬ妊娠に直面した場合、すでに述べてきたような様々なことを考慮して出産か中絶かを選択しているのであり、そのような意味で妊娠や出産、中絶といった広く再生産に関わる決定は女性にとって連続しているのである¹⁰。このように考えるならば、予期せぬ妊娠に直面した女性が今の段階では彼女が考える「よい母親」にはなれないと思うなら、この責任を回避する唯一の方法は子ども産まないことである。

タイムマシーンの中絶を考えているほとんどの女性にとって理想的な解決法であるだろうに。というのも、彼女たちが望むことは、妊娠し、責任を負う、あるいは負い続ける存在が出現する(という現実が生じる)以前に時間を戻したいだけなのだ。しかしこれは不可能である。そこで女性は、育てられない子どもを産まないということが自分がしうもっとも倫理的なことであると考え、中絶をするのである。(ibid. p.116)

このように、キャノルドは調査から、女性の決定が出産後の女性と胎児の「絡み合った」生活を具体的に想像することから導かれるということを示した。それゆえ女性の決定は「責任」と「思いやり(caring)」(ibid. p.127)に基づいた決定であると結論する。

第2節で明らかとなった Casey 判決の〈失敗〉はここにある。Casey 判決は胎児と女性のこのような肉体的・精神的つながり、すなわち妊娠についての女性の経験や感覚を適切に捉えることができなかつ

た。リアル・ルール (Lealle Ruhl) によると、胎児を妊婦とは独立した存在と捉えることで妊婦と胎児の間にはあたかも対立関係があるかのごとく仮定され、それによって妊婦が胎児に「負うべき責任」(Ruhl 2002, p.38) という考え方が生じることになる。このような歪んだ「責任」の議論を生じさせているのがリベラリズムによる権利の理解であると指摘するのはロビン・ウェスト (Robin West) である。権利は、いったんそれが認められるならばその行使の道徳的性質が問われることはない。つまり、中絶を選択する権利を持っているといったん想定されるならば、その動機や理由、必要性が問われることはない。しかし、このことは同時に多くの中絶決定における道徳的側面をあいまいにさせる。Roe 判決によって女性に付与された権利は、女性が責任をもって中絶を決定しているということを必ずしも意味するものではない。したがって、女性に付与された権利はコミュニティに存在する「誤解」(West 1990, p.81)——中絶の要求は女性の無責任さの反映である——を解くものでもなく、またそれをするとなしに権利はその行使を可能とする。しかし、Casey 判決は Roe 判決から離れ、コミュニティに配慮する必要性を示した。中絶を選択する女性の自由に対し、コミュニティがその「監督人 (guardians)」(ibid. p. 81) として中心的役割を担う社会において、コミュニティに存在する「誤解」は責任に基づく議論に大きく影響を及ぼす。中絶の要求は女性の「便宜 (convenience)」に基づいているというコミュニティに存在する「致命的で間違った主張」(ibid. p.82) により、そのような決定を責任あるものとするための手続きや規制が正当化されるのである。

このような責任の議論こそが Casey 判決における〈責任〉の議論であった。州は常に胎児の生命を尊重する存在として想定され、そのような州によって女性は無責任に中絶を決定しないように監視される。そして無責任な中絶の決定は再考させられるのである。

3-2 フェミニスト理論における〈責任〉——キャロル・ギリガンの提起

フェミニストは中絶決定において女性こそが責任ある決定者であることを主張してきた。そのような主張における責任の議論とは何であるのか。

キャロル・ギリガン (Carol Gilligan) は29人の女性を対象に行った調査¹¹で、女性が中絶の決定にいたるプロセスを明らかにした。この調査により、女性が中絶決定に対する責任をどのようなものとして考え、それをどのように引き受けているかが明らかとなる。

ギリガンは「思いやりの倫理 (ethic of care)」が発達していく過程には3つの段階があることを指摘する。まず、そのもっとも単純な構成として、中絶の決定は自己中心的な考え方によって決定される¹²。しかし次の移行段階において、自分本位の決定(「したい」)と道徳的選択における責任(「すべき」)との葛藤が生じてくる。

わたし、ほんとうは赤ん坊がほしいんです。でも、自分がすべきだと感じることは、……いますぐ中絶することなのです。だって、自分のしたいことがつねに正しいとはかぎらないでしょう。必要なことがしたいことより優先することもあるでしょう。またしたいことをしても、いつもよい結果になるとはかぎらないと思うのです。(Gilligan (邦訳) 1986, p.135)

この段階において「道徳判断は、市民が共有する規範と期待にそって行われるべきもの」と捉えられ、「したい」よりも「すべき」を優先させた決定が社会的に受け入れられる決定すなわち「善」(ibid. p.138)

であると考えられる。女性はそのような社会的価値を自ら受け入れることで、自分が社会の一員であることを主張する。ギリガンは、この段階に「伝統的な女性の声」が明確に現れていると分析する。「彼らは、自分は他人を思いやり、他人を守ることができるという自信をもって、自分自身の存在意義を明らかにし、自分の価値を主張（し）……伝統的な女性の善さについての、さまざまな期待でみたされた世界をつくりあげる」（*ibid.* p.139）。しかしながら、ここでの「善さ」は他人への思いやりを示すことを意味し、女性は思いやりを受け取る対象から自分自身を除外している。その結果、他人への思いやりを示すことが女性にとって強制となり、決定が「自己犠牲」（*ibid.* p.141）に陥ってしまう。

ほんとうに子どもがほしかったし、中絶するなどということも考えもしませんでした。……でも、同時にある責任も感じたのです。（彼の妻に）ふりかかることにたいする自分の責任を感じたのです。わたしは選択をしなければならない、しかもそれは中絶という一つの選択を。いつでも子どもはできるのだからと彼に説得されたのです。また彼は、もし中絶しなければわたしたち二人は別れなければならないことをほのめかしましたのです。（*ibid.* p.141）

彼女は男性を責め、自分の選択を男性とその妻の責任に転嫁することになる。このように、「責任という名をかりた犠牲」（*ibid.* p.142）は私的な恨みを生じさせ、それが中絶を正当化する根拠となる。この段階の女性は「行動にたいしても思考にたいしても主導権をもつことなく中ぶらりんの状態におかれている」（*ibid.* p.144）のである。

そこで女性は自己犠牲の論理を吟味し、自己と他人との人間関係をもう一度考えなおすことをはじめ。これが責任の概念が問い直される3つ目の段階である。女性は他人を思いやり、関心をもつという範囲の中に自分自身の要求を含めることを検討する中で、他人だけでなく、自分のニーズとも真剣に向き合うことを試みる。「善さから真実へ」（*ibid.* p.144）と関心が転換する段階である。前述の女性は、再び妊娠したとき、前回の選択を次のように振り返る。「わたしは、彼のいうとおりにしてきました。でもそのときは、自分で決めたのです。『あなたが望もうと望まないと、わたしはこの子を産みます』といえればそれでよかったです。でも、わたしにはそれがいえなかったんです。」「いまわたしは、その決定が正しかろうがまちがっていようが、強くなって、自分自身で大きな決定をしていこうと思うのです。」（*ibid.* p.142）

ある見方をすれば、自分自身の要求を配慮することは自己中心的な行為であるとみなされますが、異なった見方をすれば、それは正直な行為であるばかりでなく、公正な行為でもあるのです……それは、自己の内面的な部分を認め、選択への責任を受け入れることに他ならないのです。（*ibid.* p.149）

他人の見解の体裁を取り「自己犠牲」として中絶を正当化することは、その決定の責任から逃れることであると気づき、「正直という基準に従う判断」（*ibid.* p.145）を下すことこそが自分自身に責任を取ることであると考えられるようになる。

いままでわたしは、自分自身のためというよりは、むしろ両親のために中絶しようとしていました。

医師が中絶するよういいうので、それに従ってそうしようとしていたのです。自分のためにしようなどと考えたこともありませんでした。でもほんとうは座りこんで、「いいえ、ほんとうは、いま、母親になる気はないの」と自分の正直な気持を認めなければならなかったのです。そしてそういうことは、実際にはそれほど悪いことでもなかったんです。でも、(カウンセラーに) 話をするまでは、そのようには考えられなかったのです。そんなふうを考えるなんて恐ろしいことだったんです。だから、わたしはそのことを口にすることを抑えていたのです。(ibid. p.151)

恋人から子どもを産むなら別れると言われたある女性は、中絶を考えて福祉事務所へ赴く。

このように考えれば、わたしは、自分の責任をのがれられるでしょうし、「わたしのせいじゃないわ。国が、子どもを育てるのに必要なお金を出してくれないからよ」といえると思っていたのです。が、実際は援助してもらえるとということがわかって、わたしはまたもや振り出しにもどってしまったのです。(ibid. p.161)

やがて彼女は、他人によく思われたいという願望に基づいた解決法を不適切な解決法であるとしてそれを否定し、父親と子どもに対する責任と同様に自分自身に対する責任についての問題としてそれを置き換えることを試みる。彼女は、中絶することによって「罪悪感に立ち向かっていかなければならない」ことと、一方で中絶しないことによって職を失い、生活保護や多くの人の援助を受けなくてはならなくなることなどを比較し、「二回目の中絶をすることの罪悪感に直面しなければならないことは、必ずしも——必ずしも二つの悪のうちの軽い方の悪ではなくて、結局は個人的にわたしにはひきあう悪のように思われたのです」(ibid. p.162) と述べる。

このように「思いやりの倫理」は他人への責任と同様自分への責任が含まれ、自らの決定を引き受け、それに対して責任をとろうとする「責任に関する新しい意識」(ibid. p.165) へと発達していく。ギリガンが研究によって明らかにした中絶の決定過程における「責任」とはまさにこのような意味であった。女性は、他者の声に耳を傾け、だからといって決定の責任を他者に委ねるのではなく、決定を下したのは自分であることを自ら認めることで決定の責任が自分にあることを理解しようとしているのである。女性は中絶が胎児の生命を奪う行為であることを否定しない¹³。むしろ女性は、そのような側面をもつ中絶という行為を *自分が* 選択したという事実から目をそらさず、罪の意識を積極的に引き受けることこそが選択に対する「責任」を引き受けることだと考えるのである¹⁴。

おわりに——Casey 判決を超えて

フェミニストは、女性が中絶を決定する過程において引き受ける責任ゆえに女性こそが中絶の決定者であることを主張してきた。

子どもを生むかどうかの決定は常に複雑な道徳的、経験的 (practical) なものであり、現存の人々との関係、子どもへのケアやそれをしてくれる他者を探すとといった自分の能力を考える必要がある。子どもを生むことは、たとえその関係が出産後わずかな時間で終わってしまったとしても、女性と

子どもの間の深く親密な関係をつくる。主流のプロテスタントやユダヤ教の信仰をもつ多くの女性にとって、宗教的信念が子どもを生むかどうかの決定を導く。一方、正式には信仰をもたない女性にとって、その選択は良心に関わる (conscientious) ものである。(Law 1984, pp.1017-19)

女性は、……他者との結びつき、たとえば、扶養できる範囲で責任をもって家族計画をし、家族をもつことや外の世界に対して職業的な責任を持ち、家族やコミュニティを支え続けるといった結びつきを強めるために、生殖に関わる決定をする自由を必要とする。さらに、中絶の決定は経済的に無責任なパートナーや子どものケアに無関心な社会、働く親の要求を支援しない職場といった過酷な現実によって余儀なくされる場合もある。また、中絶の要求は暴力的な性的虐待の結果の場合もある。このような理由によってなされるとき、中絶の決定は利己的でプライベートな一人の決定ではない。どのような理由であれ、中絶の決定はほとんど常に、連なり (interlocking)、競合し、しばしば矛盾する義務と責任の網の目においてなされる。(West 1990, pp.84-5)

ウェストは「中絶決定の道徳的性質」「中絶にしばしば伴う深い責任感」といった責任に基づく理論は「中絶の権利やその権利が保護すべき自由の論拠を強くすることはあっても、弱めることはな」(ibid. p.84)く、このような理解こそが自由 (liberty) にとって必要不可欠であると主張する。しかし一方で、女性嫌悪や人種差別が存在する私たちの現実の世界では、本来豊かであるはずの関係性は偏見によって汚染されうる。このウェストの警告は Casey 判決にとって示唆的である。Casey 判決は胎児を思いやる存在として想定した対象から *女性だけを* 排除した。その結果、Casey 判決における責任の議論は最終的に女性を孤立させるという〈失敗〉を犯し、フェミニストの議論と正反対の結論を導くことになった。これはフェミニストがもっとも恐れていた結果であった。フェミニストは、中絶の議論において責任が強調され、胎児を配慮すべき存在として認識する必要があると考える一方、「女の中絶の権利を守るという至上命令の下」では、「中絶を選択した女たちが感じるかもしれない悲しみや喪失感、自責の感情」(荻野 2001、p.252) といった中絶の道徳的側面を主張することがすぐに中絶反対派による中絶の禁止、規制を招く口実として使用される危険性があることも認識していた。そして、そのようなフェミニストの懸念は Casey 判決において現実となった。しかし、第2節で見たように「『自由』『権利』『選択』などのことばから、こぼれ落ちてしまうもの」(大橋 1986、p.163)を積極的に言語化してきたフェミニストの議論もある。本稿は「こぼれ落ちてしまうもの」から中絶の議論を再構成することを試みた。しかし、現在の法はこれを汲み取ることができない。山根はフェミニストが擁護してきた「中絶の自由」はリベラリズムの「権利」としては擁護しえないことを主張する(山根 2004、p.185)。また、森脇健介は日本のウーマン・リブの言説から「中絶の権利」に本来内包されていた意義を明らかにし、次のように投げかける。「こうした主張から構成される『中絶の権利』は、そのままの形では現代における法的権利概念としては構成しにくいものである。しかし中絶問題の核心は、まさにこれらの主張に凝縮されているのではないか。」(森脇 2005、p.333)。このような問いかけにフェミニストはどのように応答しうるのか。江原由美子は一つの方向性を示す。

何が問題なのか。フェミニズムの知識批判は、女性の経験を表現する適切な言葉がないこと、経験と、経験が社会的に表現される形態との間に裂け目があることを明らかにした。それこそ、女性の

経験を排除し植民地化してきた男性中心主義そのものであった。そうであるならば、フェミニズムの政治は、まず、女性の経験を表現しうる適切な語彙の形成に向かうべきであろう(江原 2000、pp. 153-4)。

江原の主張を含め、中絶の問題を法的に解決するための作業はいまだ始まったばかりである。フェミニストの理論は今後その作業を主導としてどう展開していくのか、それが私たちが Casey 判決の〈失敗〉から学ぶことのできる課題である。

最後に、本稿で援用する女性の経験が、すべての女性に普遍的な経験であるとか原理であるような何かとして位置づけることはできない。誤解を恐れずに言うならば、それらは無数にあるうちの一つのナラティブであるかもしれない。しかし、確かに存在する現実の一つの姿でもある。そこから法のあり方を問うことは必ずしも意味がないことではないだろう。近年アメリカにおいて中絶反対派による運動の影響によりますます中絶へのアクセスが困難になっている。もしその要因の一つとして「こぼれ落ちてしまうもの」を汲み取ることのできない現在の法——その結果として生じる中絶を選択する女性への間違った想定——があるとしたら、そのような法的議論の建て直しをはかる作業が今後の重要な課題となる。

(やまもと・ちあき／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期過程1年)

掲載決定日：2006（平成18年）12月13日

注

1 Casey 判決についての詳細は萩原（1994）、高井（1994）を参照。

2 争われた5項目の概要は以下のとおりである。

3203条 医学上の緊急時の定義

3205条(a) インフォームド・コンセント要件

医学的緊急時を除き(1)中絶に先立つ少なくとも24時間前に、医師は女性に口頭で(i)手術や治療の性質とそのリスク、代替案、(ii)胎児の胎齢、(iii)出産のリスクを伝える。(2)中絶手術に先立つ少なくとも24時間前に、医師またはソーシャル・ワーカーが女性に(i)州当局の発行する資料の存在と、女性はその資料を閲覧する権利がありコピーが無料で提供されること、(ii)妊娠期、出産期に医療扶助が得られ、それらの詳細な情報が州当局の発行する資料に書かれていること、(iii)未出生の子どもの父親は中絶手術の費用を含め子どもの養育に責任を負っていること（レイプの場合この情報は省略される）を伝える。（なお、この資料には受精から出産まで2週間ごとの胎児の特徴を写真や図とともに女性に提供するという目的が含まれる）（（ ）内補足は執筆後）

3206条 親の同意要件

医学的緊急時を除き、女性が18歳未満ならば医師は女性と女性の親へのインフォームド・コンセントがなければ中絶手術を行ってはならない。バイパス手続は認められる。

3209条 配偶者への通知要件

医師は、女性が中絶を受ける旨を配偶者に告知したという署名入りの文書を受け取らない限り中絶手術を行ってはならない。ただし、配偶者が当該子どもの親でない場合、所在不明の場合、配偶者の性的暴力の結果妊娠し、それが関係当局に通報された場合、夫への告知が女性への身体的害を引き起こすと信じられる場合にはその旨を述べた署名入りの文書で代えることもできる。

3207条、3214条 公的開示と届出義務

3207条 中絶手術を行う施設は、その施設および関連施設の名前と住所を届けなくてはならない。また、州の資金

を受けている施設はそれらが一般に公開、コピーされる。

3214条 中絶手術を行う施設は中絶手術が行われるごとに以下の事項について報告書を作成し関係当局に報告しなければならない。(以下、事項については省略)

- 3 Roe 判決の分析として石井 (1978) 参照。また、アメリカ連邦最高裁における Roe 判決から Casey 判決にいたるまでに出された判決の紹介とその動向の分析として石井(1994)、政治的な動向をからめた一連の判例の紹介として Jost (2001) 参照。
- 4 注 2 参照。
- 5 Casey 判決のこのような特徴を評価するものとして (Kissling & Shannon 1998, p.153: 一方で権利を保護しながら一方で中絶の問題に内在するアンビバレンスな感情にも配慮した点で「中絶問題におけるもう一つの側面を提示することに成功した」)、(Clark 1993, p.318: Casey 判決の強さは「Roe 判決を支持したという事実にあるというよりは、女性や中絶決定に対する規範の見方についての明確な議論にある」) のであり、合同意見による「なぜ裁判所は妊娠を終わらせる選択をする女性の権利を保護するか」の説明が Casey 判決における最も強いインパクトを持っている)、(R・Dworkin 1992 (b), p.30: Casey 判決の一つ目の功績は、中絶を選択する自由がなぜ基本的なのかに関して重要な議論を展開したこと、二つ目の功績は「州の利益」を明確に定義したことである。これらの点において Casey 判決は Roe 判決が明確にしていなかった点を明確にし、Roe 判決を「かなり強くすることができた」判決である) 参照。
- 6 モリスによると、女性の選択にコミュニティの価値観を結びつける考え方は西ヨーロッパ、主にフランスとイタリアに代表される考え方で、そこでは一人にされる権利といった消極的権利ではなく社会に対して積極的な義務を負う権利という考え方がとられている。「裁判所は Casey 判決において、合衆国の中絶に関する法体系 (jurisprudence) を事実上西ヨーロッパの方向へ向けた」(Morris 1993, p.794)。しかし、西ヨーロッパでは、コミュニティに対する女性の責任は、女性の選択に対して医療費を支給するコミュニティの責任と不可分と考えられており、中絶費用が政府によって支払われている点を指摘する。(ibid. p.797)
- 7 19歳から53歳までの45人の女性を対象とする。
- 8 この記述はキャノルドが女性の妊娠の経験を分析するにあたって用いたメルロ＝ポンティからの引用を参照した。原典は Maurice Merleau-Ponty の *Phenomenology of Perception* (1962) である。
- 9 特に出産が道徳的決定の結果であるという事実は無視されがちである。というのも、女性が母親となることは「本能」(Reilly 1994, p.44) の結果だと認識されている。しかし、アリソン・ジャガー (Alison Jaggar) は、出産が「選択」(Jagger 1989, p.353) であることの重要性を指摘する。中絶が選択肢として存在している状況では、女性は妊娠を継続するかどうかを慎重に考慮することができる。ジャガーは、強制された出産よりも、慎重な考慮の結果として出産を選択する方が、出産によって生じる義務や負担を受け入れやすいと指摘する。
- 10 2度の中絶を経験した女性は語る。「いつの日か、三人子どもをもつ身になっても、傍にはいないけど、他に二人いるんだ。わたしはほんとうは、五人の子持ちだけど、三人だけここにいるんだって思うでしょうよ」(Gilligan(邦訳) 1986, p.214)。女性にとって中絶の経験は、広く再生産に関わる彼女の人生における一つの経験として位置づけられる。
- 11 15歳から33歳までの異なる人種、社会階層出身の女性を対象にしている。彼女たちに対し、1回目は妊娠3ヶ月の時点で中絶をしようとしていたとき、2回目はその翌年の2度にわたって調査が行われ、29人のうち4人が出産する決心をし、2人が流産、21人が中絶を選択し、面接のときに決心に迷っていた2人はその後連絡が取れなくなった。
- 12 「わたしはほんとうにそれを望んでいなかったし、またその準備さえできていなかったのです。そして来年は最終学年ですから、学校に行きたかったんです」(Gilligan (邦訳) 1986, p.130)
- 13 「わたしにとって中絶するという事は、すなわち人を殺すことなのです。そしていま、わたしはその決定を下そうとしているのです」(Gilligan (邦訳) 1986, p.147) 「いずれにしても、わたしは悩むことになると思います。……でも中絶を選ぶことは、これら二つの災いのうち軽いほうですむかもしれません。これはどちらをとれば生き残れるかという問題であると思います。たしかに、そう、たしかにそう考えることはとても自己中心的な考え方であると思います……なぜなら、わたしは、人間関係を保つことよりも、また一人の人間である子どもの生存を守ることよりも、まずもって自分の生存に関心があるのです」(ibid. p.157)

- 14 「自分は過ちを犯したって事実を認めなくちゃ。そうすれば、もうすこし正直な人間になれるってものよ」(Gilligan (邦訳) 1986、p.236)

参考文献

- 石井美智子「プライバシー権としての墮胎決定権——アメリカ判例法における墮胎自由化」都立大学法学会雑誌19巻2号(1978): pp.79-170。
———.『人工生殖の法律学』有斐閣、1994年。
- 江原由美子『フェミニズムのパラドックス 定着による拡散』勁草書房、2000年。
- 大橋由香子「産む産まないは女がきめる——優生保護法改悪阻止運動から見てきたもの」女性学研究会編『講座女性学3 女は世界をかえる』勁草書房、1986年。
- 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』岩波書店、2001年。
- 高井裕之「関係性志向の権利論・序説—アメリカにおける墮胎問題を手がかりに」(一) 民商99-3号(1988): pp.339-376。(二) 99-4号(1989): pp.459-485。(三・完) 99-5号(1989): pp.623-655。
———.「Planned Parenthood v. Casey」アメリカ法1994(1994): pp.174-179。
- 萩原滋「墮胎規制に関する米国連邦最高裁の新たな基準について〈外国判例研究〉」愛知法経135号(1994): pp.41-67。
- 森脇健介「いわゆる『中絶の権利』に関する一考察—『女性の自己決定権』対『胎児の自己決定権』の枠組みの転換のため—」早稲田法学会誌 第55巻(2005): pp.319-368。
- 山根純佳『産む産まないは女の権利か』勁草書房、2004年。
- Brownstein, Alan. “How Rights Are Infringed: The Role Undue Burden Analysis in Constitutional Doctrine.” *Hastings Law Journal* 45 (1994): pp.867-959.
- Cannold, Leslie. *The Abortion Myth: Feminism, Morality, and the Hard Choices Women Make*. Connecticut: Wesleyan University Press, 1998.
- Clark, Annette. “Abortion and The Pied of Compromise.” *New York University Law Review* 68 (1993): pp.265-329.
- Craig, Barbara Hinkson and O'Brien, David. *Abortion and American Politics*. New Jersey: Chatham House Publishers, Inc., 1993.
- Dworkin, Ronald. “Unenumerated Rights: Whether and How Roe Should be Overruled.” *The University of Chicago Law Review* 59 (1992a): pp.381-432。
———. “The Center Holds!” *New York Review of Books* Aug. 13 (1992b): pp.29-33。
———. *Life's Dominion: An Argument about Abortion, Euthanasia, and Individual Freedom*. Washington: Vintage Books, 1993 (水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン』信山社、1998年)。
- Gilligan, Carol. *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*. Cambridge: Harvard University Press, 1982. (岩男寿美子訳『もうひとつの声——男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、1986年)。
- Jaggar, Alison. “Regendering the U.S. Abortion Debate.” In Rickie Solinger ed. *Abortion Wars: a Half Century of Struggle, 1950-2000*. California: California University Press, 2001.
- Jost, Kenneth. “Abortion”, In Cushman, Clare. ed. *Supreme Court Decisions and Women's Right*. Washington: CQ Press, 2001.
- Karlan, Pamela and Daniel Ortiz. “In a Different Voice: Relational feminism, Abortion Rights, and The Feminist Legal Agenda.” *Northwestern University Law Review* 87 (1993): pp.858-896.
- Kissling, Frances and Denice Shannon. “Abortion Rights in the United States: Discourse and Dissension” In Lee Ellie. ed. *Abortion Law and Politics Today*. New York: Macmillan, 1998.
- Law, Sylvia. “Rethinking Sex and the Constitution.” *University of Pennsylvania Law Review* 132 (1984): pp.955-1040.

- Luker, Kristin. *Abortion and the Politics of Motherhood*. Los Angeles: University of California Press, 1984.
- MacKinnon, Catharine. "Reflection on Sex Equality Under Law." *The Yale Law Journal* 100 (1991): pp.1281-1328.
- Morris, Danielle. "Planned Parenthood v. Casey: From U.S. 'Rights Talk' To Western European 'Responsibility Talk'." *Fordham International Law Journal* 16 (1993): pp.761-798.
- Petchesky, Rosalind. *Abortion and Women's Choice*. Boston: Northeastern University Press, 1986.
- Reilly, Elizabeth. "The 'Jurisprudence of Doubt': How the Premises of the Supreme Court's Abortion Jurisprudence Undermine Procreative Liberty." In Lofcourt, Carol. ed. *Women and the Law*. Minnesota: West Group, [1994] 2002.
- Ruhl, Lealle. "Disarticulating Liberal Subjectivities: Abortion and Fetal Protection." *Feminist Studies* 28-1 (2002): pp.37-59.
- West, Robin. "Foreword: Taking Freedom Seriously." *Harvard Law Review* 104 (1990): pp.43-107.
- . "The Nature of the Right to an Abortion: A Commentary on Professor Brownstein's Analysis of Casey" *Hastings Law Journal* 45 (1994): pp.961-967.